

# 新行政棟・文化庁移転施設整備工事における 歴史的建築物の保存及び活用について

小西 由紀<sup>1</sup>・久居 肖子<sup>2</sup>

<sup>1</sup>京都府建設交通部営繕課（〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

<sup>2</sup>京都府建設交通部営繕課（〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

本報告は、昭和天皇「即位の礼」に合わせて竣工し、その歴史的価値の高さが評価され、明治維新以来初の中央省庁の地方移転となる文化庁の移転先となった旧京都府警察本部本館の改修及び増築における取り組み内容である。

工事においては、旧京都府警察本部本館の歴史的価値を損なわないよう保存するとともに、文化庁新庁舎の執務空間として機能的に活用するための改修が求められた。

これらを実現するために行った具体的な手法と保存改修における改修方法について発表する。

キーワード 改修、歴史的建築物、保存、活用

## 1. はじめに

2016年3月、「政府関係機関移転基本方針」において文化庁の京都移転が決定し、2017年7月その移転先が旧京都府警察本部本館（以下、「本館」とする。）に決定した。移転先には、「新・文化庁」にふさわしいものであることが必要であり、諸外国からの来訪者をはじめ、京都以外の地方公共団体や全国の文化芸術団体等の関係者から見ても共感を得られる場所を選定すべきとされ、文化的な環境、交通の便、適正な規模、ICT環境、耐震性といった条件に工期や費用等を含めて総合的に検討された。また、本館の

建物は京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承の文化的価値の高さも評価された理由となった。しかし、文化庁が必要とする床面積約6,700㎡に対し、本館は約4,300㎡であり、不足分を増築する必要があった。一方で、同じく京都府庁敷地内にあった京都府庁第3号館は耐震基準を満たさず、補強又は建替の必要があったため、本館に入りきらない文化庁の機能と京都府庁第3号館の機能を整備するため、本館北側に新行政棟を増築することとなった。



図-1 1928（昭和3）年竣工当時の本館

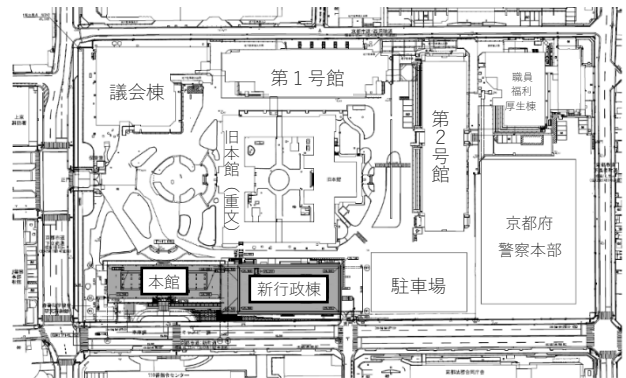


図-2 京都府庁敷地建物配置図（図右が北）

2. 報告内容について

計画地は、京都御苑西側に位置する京都府庁敷地内に所在している。

敷地中央には、1904（明治 37）年に竣工した京都府庁旧本館があり、現在も現役庁舎として使用されている。敷地南東角に位置する本館は、2020 年に京都府警察本部が新庁舎（敷地北東角）へ移転するまでは、日本最古の警察本部庁舎であった。

今回の新行政棟・文化庁移転施設整備工事の概要を表-1 に示す。本館には、主に文化庁の執務室等を配置し、新行政棟の文化庁エリアには、執務室と共に受付や文化情報発信室を配置、京都府エリアには、執務室、会議室、エネルギーセンターを配置した。

本報告では、歴史的建築物である本館の保存及び活用を目的とした改修工事の内容と、施工段階において設計内容から見直す必要が発生した内容とその方法について報告する。

表-1 工事概要

建築場所	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
建 物	本館（改修）	新行政棟（新築）
床 面 積	4,391.53 m <sup>2</sup>	9,277.37 m <sup>2</sup>
建築面積	1,093.95 m <sup>2</sup>	1,618.90 m <sup>2</sup>
規 模	地上 3 階地下 1 階	地上 6 階地下 1 階
構 造	RC 造	S 造（一部 SRC・RC 造）
用 途	事務所	事務所
建 築 主	京都府	
設 計 工 事 監 理	株式会社 日本設計 関西支社	
施 工	<建築工事> 清水・岡野・公成特定建設工事共同企業体 <電気設備工事> 光星・富士・中島特定建設工事共同企業体 <機械設備工事> 中川・橋本・京栄特定建設工事共同企業体 <昇降機設備工事> フジテック株式会社	
工 期	2020 年 5 月～2022 年 12 月	

注 1：その他、キャノピー、自動車置場、外構工事あり  
 注 2：各面積及び用途については建築基準法に基づく



図-3 本館(左手前)と新行政棟(右奥)

2. リビングヘリテージ

(1) 保存改修計画

本館改修に係る方針は、歴史的景観を形成してきた外観意匠は保存し、内部の特徴的な空間構成や意匠は大幅な改変は避け、保存することとした。

しかし、本館は建築基準法上の現行規定には適合しない既存不適格建築物であり、新行政棟は本館への増築となるため、通常であれば遡及適用され不適格部分の是正が必要となる。是正が難しいものや是正によって歴史的価値の高い意匠が失われることから、是正が困難な部分（構造、2 以上の直通階段の設置等）については、安全性確保のための代替措置

（例えば、耐震改修、2 方向避難経路及び補助避難経路の確保、避難誘導体制の整備等）を講じることとし、今回計画においては【京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(以下、「条例」とする。)】を適用して、建築基準法の適用の除外を受けている。

条例の適用にあたって、【保存活用計画】を作成した。保存活用計画における基本理念として、建物の歴史的価値を踏まえ、正しいプロセスのもと方針を決定し、その本質的な価値を損なうことなく、現代の庁舎建築としての機能性・安全性に十分配慮した、全体が統合されバランスのとれた“生きた文化遺産”（リビングヘリテージ）を目指すこととした。

具体的には、保存ランクの設定、保存・活用の両面において改修及び撤去範囲は最小限に抑える（ミニマムインターベンション）、既存部分に手を加える際には、新旧が調和しつつ区別できるようにする、推測による復原を行わない、後世の改修部分で創建時に比肩できるデザインがなされている部分は基本的に保存する、機能性・安全性のため創建時の部材を撤去する際には、将来の必要機能の変化や技術の進歩による再改修に備え、創建時に戻すことができるよう「可逆性」に配慮、活用に伴い創建時の部材を撤去する場合は、記録の保存とともに、移設や別の用途での再利用も考慮するなどである。

既存建物の各部において、保存のランクを設定し、各々における活用のために改修設計方針を設定した。

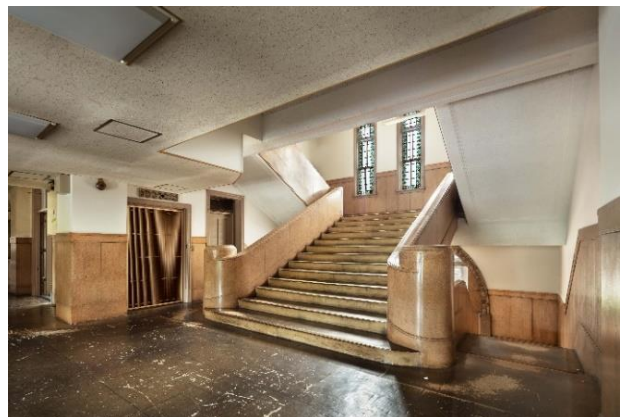


図-4 本館中央にある唯一の階段(写真は改修前)

表-2 保存のランク

部分	ランク設定	保存活用の設計方針
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創建時の優れた空間<sup>1)</sup>、材料・ディテール<sup>2)</sup>が維持保全されており、全体としての保存を行う部分</li> <li>・後世の改修部分で創建時に比肩できるデザインがなされており、全体としての保存を行う部分</li> <li>・主要構造部及び通常望見できる部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更を極力避ける</li> </ul>
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創建時の空間、材料・ディテールが残されているが、活用上必要な場合、変更を可とする部分</li> <li>・後世の改修部分で優れたデザインがなされているが、活用上必要な場合、変更を可とする部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り残し活用する。</li> <li>・変更する場合は、可逆性に考慮し、既存のデザインに配慮する。</li> <li>・稀少な部分が変更される場合、記録保存、断片等の保管を行う。</li> </ul>
その他部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性、機能性、快適性実現のため、積極的な変更を可とする部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去、変更を可とする。</li> <li>・ただし、創建時の空間、材料・ディテールが残されている場合、活用し支障のない範囲で残して活用する。</li> </ul>

注 <sup>1)</sup>空間：意匠・寸法等の基本的な構成  
<sup>2)</sup>ディテール：装飾も含む細部のデザイン

表-3 保存の基準

基準	部位の基準設定	【参考】具体例	設計方針
基準1 材料自体の保存を行う部位	材料自体の保存を行う部位	石・テラゾー、外壁タイル等	材料を含め変更を極力避けて保存し、補修の際は極力同じ素材を使用する。
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	ドロマイト、擬石仕上等	意匠上の変更を避ける。補修の際は近似の代替素材の仕様を可とする。
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位	活用上必要な場合、材料の変更を可とするが、主たる形状及び色彩を保存する部位	スチールで更新するサッシ、GRGで代替する場合の中心飾等	意匠上の変更を極力避け、オリジナルを近似寸法になるように努める。
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位	活用上必要な場合変更を可とするが、創建時のものと想定されるなど、意匠上の配慮を要する部位	建具(内外とも)廻りの標準の木製枠、蛇腹装飾ではない梁部のくり型等	不要な変更を避け、複数あるものはどこか一箇所を残すように努める。全数が撤去の場合は記録保存を行う。
基準5 所有者等の自由裁量に委ねられる部位	積極的な変更を可とする部位	後年変更された乾式壁、内装仕上	撤去、変更を可とする。

下段：【参考】文化庁の重文保活計画作成要領より

外観は現状保存を基本とし、本建築物を特徴付ける意匠(西側玄関部のアーチ状の縁飾や塔屋階の装飾、東西の連窓など)はそのまま保存とした。外壁は一次調査においては保存状態が良好であり、現状保存を基本としたが、一部修復が必要な箇所については既存意匠を踏襲して復原することとした。東側玄関部については、後年の変更によりアーチ装飾を隠すように風除室が設けられていたため、除却し、創建当初の外観を復原するとともに新たにアーチに納まる風除室を設けた。サッシについては可能な限り既存スチールサッシを保存したが、非常用代替進入口等のため更新する部分については、可能な限り枠寸法などの既存意匠を踏襲するよう努めた。また、スチールサッシを保存する箇所については、執務環境の向上を図るため、特に意匠性の高い部屋以外はインナーサッシを取り付けることとした。

内部の平面構成は中央の階段を軸に左右対称型で、両翼は中廊下形式(廊下を軸に左右に部屋が並ぶ形式)である。玄関周りには内壁に大理石を多用した柔らかな印象の意匠とし、外部の豪快なアーチと対比的な表情を作っている。階段室も曲線をモチーフとし、上階の窓にはステンドグラスを配置するなど柔らかな意匠としている。多くの室で梁のハンチ下の装飾や小梁廻りの蛇腹(図5)が施されており、装飾パ

ターンは外観同様中世的なモチーフが多い。主要な室には、天井の中心飾、木製の腰板張りのほか、半円形のカーテンボックスを設けるなど、特に意匠的密度が高く、建具も当初のものがよく残存しており、保存状態も良かった。そのため、特に意匠性の高い室や階段室、廊下、ホールは、本建築物を特徴付ける空間であるため、ステンドグラスや中心飾を含め、現状保存を基本とし、後年に設置された天井は撤去し、創建時の姿に復原することとした。一般室については、可逆性に配慮しつつ、機能上必要な整備(乾式間仕切り壁、OAフロアなど)を行うこととした。



図-5 梁ハンチ下の装飾と蛇腹

(2) 保存改修方法の見直し

a) 外壁天然石（北木石）の補修

本館の東西外壁中央部にそれぞれある入口の周囲及びその上部2・3階の窓周囲の装飾部分に『北木石』という天然石が使用されている。旧府警本部本館時代、本館西側にはこの石面に「京都府警察本部」と「京都府公安委員会」の看板が、東側には外部に風除室が設けられており、それらのアンカーや金物の取付跡があった。経年による汚れや欠け、劣化による表面剥離等も発生しており、美観を損ねることからこれらについて補修を行った。

汚れの除去については、試験施工を行った上で、温水高圧洗浄を基本とし、金物跡等のサビやエフロ、シミについては、石用の洗浄剤を用いて洗浄を行った。今回は、石そのものが大きく落下するような危険箇所は無く、50mm以下程度の欠けや、アンカー跡・金物跡等の補修であったため、部分補修にはポリエステル系接着剤である石材接着補修材を使用した。



洗浄・補修前



洗浄・補修後

図-6 東側入口部分の補修前及び補修後

b) 天井中心飾の補修・補強

本館建物内には、11種類19箇所の石膏製の天井中心飾が設置されていた。それぞれ、欠けや割れ、欠損、経年による表面剥離等があった。

既存の天井を撤去する際に、スラブ底に施工されていた漆喰が振動で剥落したことから、漆喰は安全面を考慮し全面撤去とした。それに伴い、天井中心飾も全て生かし取りし、専門工事業者で調査及び補修方法を検討し、劣化状況に応じて補修を行うこととなった。比較的劣化進行が軽微な5種類6箇所については、破損部分は漆喰による復元を行い、ガラスクロスによる補強を行った上で、再取付としたが、その内3箇所については、改修後天井及び空調機が設置される位置であったため、新行政棟の文化庁エリア各階のエレベーターホールに移設とした。

劣化が進行しており、再取付を行うと後年落下等の不具合が起こる可能性が高い6種類13箇所については、シリコンで型取りを行い、レプリカによる再製作で意匠を保存することとした。

また、3階南側の室について、中央部分のみ中心飾が現存していなかったが、取付跡が残っていたため復元を行っている。



図-7 天井中心飾（左：補修・再設置後、右：補修前）



図-8 天井中心飾（左：補修・移設後、右：補修前）

c) 蛇腹（モールディング）の補修・補強

蛇腹とは、モールディングとも言い天井廻り縁の装飾を指す。本館建物内には、保存室や階段室を中心に17種類の石膏製の蛇腹が設置されていた。それぞれ、経年劣化による欠けや後年の改修による欠損があった。今回工事では、欠損部の復元及び取付部のビス打ち補強を行い、改修後も創建時の意匠を保存することとした。

欠損部においては、同形状の場所から型取りを行い、石膏にて再制作したものを取り付けた。また、既存蛇腹について、経年劣化により構造体梁との石膏による接着力が低下し、剥落・落下の可能性があることから、今回工事においては、ビス増し打ちを行い、蛇腹装飾の剥落・落下を防止する処置を施している。

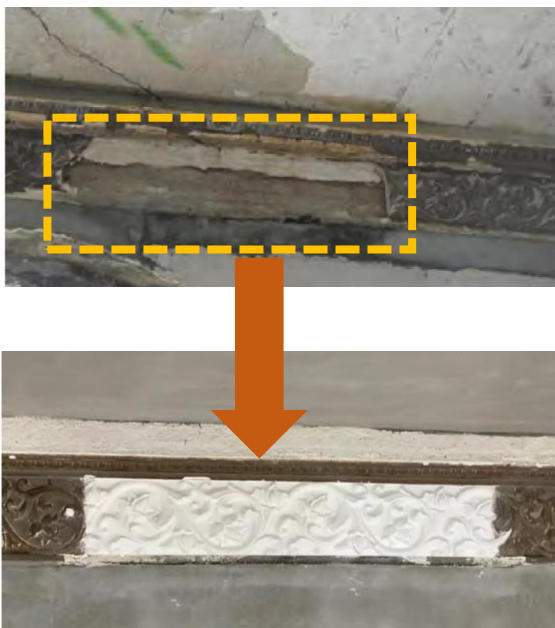
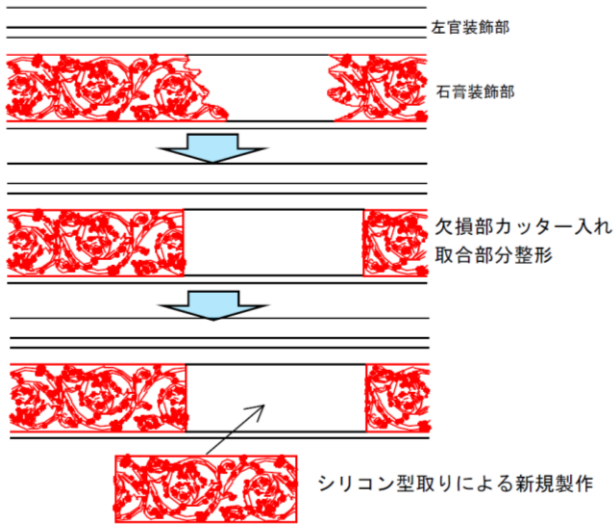


図-9 蛇腹（モールディング）の補修

3. 構造計画

(1) 耐震性能

今回の計画においては、「国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に定められた耐震基準を目標としている。

本館においては、大地震後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じず、建物としての機能が確保されることを目標としている。耐震補強設計においては、 $I_s \geq 0.9$ 、 $CTUSD \geq 0.45$  を目標として設計している。

本館の耐震改修においては、歴史的建築物の保存・活用に配慮して、歴史的価値が損なわれない補強計画としている。2016年度に実施した耐震診断において、現況  $I_s$  の最小値が0.524となっており、X方向、Y方向ともにB1F、1F、2Fで補強が必要となった。耐震補強については、外観意匠を保存するため内部での補強とし、X方向は廊下からの出入りが出来る開口付のRC造耐震壁。Y方向はRC造耐震壁を基本とし、室の用途上一体として利用したい部分については開放性を考慮して鉄骨ブレースによる耐震補強としている。これにより、補強後  $I_s$  の最小値は0.906となる設計となっている。



図-10 開口付き RC 耐震壁の新設（32 箇所）

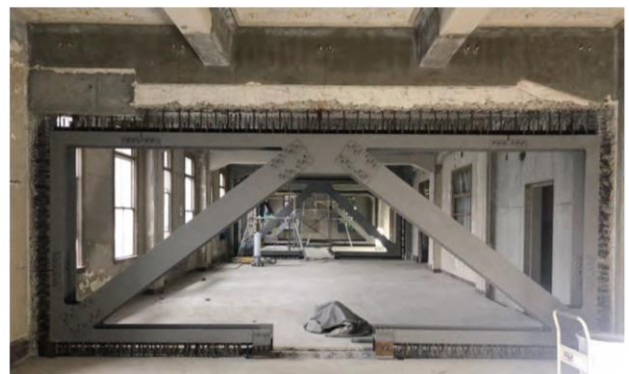


図-11 鉄骨ブレースの新設（3 箇所）

(2) 構造改修方法の見直し

本館は、1928年の建物であることから既存図面があまり残っておらず、構造については2016年の耐震診断の際の図面を頼りにするしかない状態だった。また、設計中は現役の府警本部本館であったことから、詳細な調査を行うことは難しく、特に隠蔽部については、不明点が多いままであった。着工後、内装解体を行い、現況確認をしたところ相違部分が多数確認された。

隠蔽部分において、耐震診断時の図面と梁断面形状が異なる箇所を確認したため、意図伝達業務の中で、設計者において、再度検討を行い、構造に影響がないことを確認している。また、既存の梁や壁に対して、空調などの設備改修等によって多数開口が設けられており、中には主筋を切断しているものがあることが確認された。このような部分については、切断された鉄筋の周囲をはつりだし、同径鉄筋をフレア溶接して補強した上でグラウト充填を行った。耐震補強のため鉄骨ブレースを設置する部分においても、ハンチ付きの梁とされていた箇所がハンチ無しであることが判明し、設計者による構造再検討を行い、ブレース形状を変更して対応した。

耐震壁の構築にあたり、保存部分への配慮として、既存仕上材である大連ドロマイトの剥落を防止するため、カッターによる目荒らしや、耐震補強アンカーの打設に低振動ドリルを用いる等の工夫を行った。あと施工アンカーの打設に先立ち鉄筋探査を行ったところ、既存柱主筋について、φ25mm丸鋼が用いら

れ、重ね継手であることが確認された。既存主筋間にアンカー打設可能な隙間が確保されていなかったため、耐震補強壁全体であと施工アンカーの本数を確保することで、耐震性能を確保した。

また、今回改修工事において廊下部分にDS、PS及びEPSを設置するにあたり、既存スラブに開口部を設ける必要があった。既存スラブ鉄筋の切断、開口補強筋を入れる必要があり、定着長確保のため開口部よりひとまわり大きく解体する必要があったが、開口部が保存部位である人研ぎ仕上の腰壁に近接することから、スラブの解体によりそれらを大きく解体する必要があるため、腰壁と取り合う部分は開口補強筋ではなく、あと施工アンカーによる補強として構造性能を確保した。

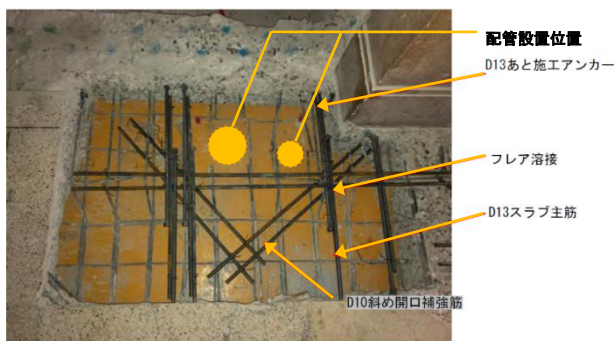


図-14 既存スラブの開口補強状況

4. おわりに

明治維新以来初めてとなる中央省庁の地方移転である文化庁の京都移転。注目を集める事業であり、文化庁、京都府それぞれの考えを踏まえてひとつにまとめていくことが求められた。

本館の保存・活用については、“どこまでやるのか”の判断が難しく、通常の改修工事であれば、誰が見ても綺麗になるところまでするものを、“歴史の痕跡を残す”という意味で、劣化や破損により使用に支障を来すものや危険性があるものを除き、存置する箇所も多かった。何をどこまでやるかの判断を求められる箇所が、通常の営繕工事と比較して多く、また、判断基準がないため、その検討・検証に時間を要するものも多々あった。設計者、工事監理者及び各工事の受注者には、工期に追われる中、通常の工事よりも多くの手間をかけ、御協力いただき竣工に至ることができた。

謝辞：本稿の執筆及び本工事の完成にあたり、多大なる御協力・御尽力をいただきました関係各位に感謝申し上げます。



図-12 耐震補強部分のあと施工アンカー打設状況



図-13 配管貫通のため切断された鉄筋の補修